

議案第 28 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 20 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、障害者に対し障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を提供することにより障害者の自立を支援するため、障害者福祉施設を設置する。

(名称、位置及び定員)

第 2 条 障害者福祉施設の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	定 員
市川市松香園	市川市国分 3 丁目 20 番 2 号	35 人
市川市梨香園	市川市大町 77 番地の 19	50 人
市川市明松園	市川市中国分 2 丁目 17 番 21 号	40 人
市川市南八幡ワークス	市川市南八幡 5 丁目 20 番 3 号	30 人
市川市チャレンジ国分	市川市国分 3 丁目 22 番 27 号	35 人
市川市フォルテ行徳	市川市本行徳 1 番 5 号	31 人

(事業)

第3条 次の各号に掲げる障害者福祉施設においては、当該各号に定める事業を行う。

- (1) 市川市松香園、市川市梨香園及び市川市明松園 法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行うこと。
- (2) 市川市南八幡ワークス 法第5条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）及び同条第15項に規定する就労継続支援（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。以下「就労継続支援」という。）を行うこと。
- (3) 市川市チャレンジ国分 就労継続支援を行うこと。
- (4) 市川市フォルテ行徳 生活介護及び就労継続支援を行うこと。

（使用することができる者）

第4条 市川市松香園、市川市梨香園又は市川市明松園を使用することができる者は、生活介護に係る法第19条第1項に規定する支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた障害者とする。

2 市川市南八幡ワークスを使用することができる者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る支給決定を受けた障害者とする。

3 市川市チャレンジ国分を使用することができる者は、就労継続支援に係る支給決定を受けた障害者とする。

4 市川市フォルテ行徳を使用することができる者は、生活介護又は就労継続支援に係る支給決定を受けた障害者とする。

5 前各項に定めるもののほか、市長が必要と認める者は、障害者福祉施設を使用することができる。

（使用の許可等）

第5条 障害者福祉施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 障害者福祉施設を使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 障害者福祉施設を使用しようとする者が障害者福祉施設の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他障害者福祉施設の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。  
（使用料）

第6条 前条第1項の許可を受け、障害者福祉施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用料を納めなければならない。

2 使用料の額は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 生活介護 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第82条第1項の規定により支払を受けることとなる額に相当する額
- (2) 就労移行支援 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第159条第1項の規定により支払を受けることとなる額に相当する額
- (3) 就労継続支援 指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第159条第1項の規定により支払を受けることとなる額に相当する額

3 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（開所時間）

第7条 障害者福祉施設の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休所日）

第8条 障害者福祉施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要

と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2日及び同月3日
  - (4) 12月29日から同月31日まで
- (使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、障害者福祉施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、障害者福祉施設の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (5) その他障害者福祉施設の管理運営上支障があるとき。

(損害賠償)

第11条 施設等を壊し、汚し、又は失わせた者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(市川市知的障害者更生施設の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 市川市知的障害者更生施設の設置及び管理に関する条例(昭和49年条例第4号)

(2) 市川市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例(昭和52年条例第11号)

(3) 市川市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第8号)

(4) 市川市精神障害者授産施設の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第40号)

(市川市知的障害者更生施設の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 平成21年4月1日以前の前項第1号の規定による廃止前の市川市知的障害者更生施設の設置及び管理に関する条例第1条に規定する知的障害者更生施設の利用に係る使用料については、同条例第4条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(市川市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 平成21年4月1日以前の附則第2項第3号の規定による廃止前の市川市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例第1条に規定する知的障害者授産施設の利用に係る使用料については、同条例第5条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

## 理 由

本市が現在設置している知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設及び心身障害者福祉作業所について、障害者自立支援法の制定を踏まえ平成21年4月1日から同法の障害福祉サービスを提供する施設として位置付けることとするため、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。